

議案第 3 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(向日市感染症対策推進基金条例)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市感染症対策推進基金条例）したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

向日市感染症対策推進基金条例

令和2年4月30日

向日市長 安 田 守

条例第 2 1 号

向日市感染症対策推進基金条例

(設置及び目的)

第 1 条 感染症の予防対策及び感染症のまん延の防止対策並びに地域経済の回復、活性化等の事業の推進のため、向日市感染症対策推進基金（以下、「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条の目的のための寄附金及び一般会計の歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的達成のために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。